

令和5年第3回（3月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和5年3月10日(金)
開会 9時55分 閉会 10時48分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館2階研修室1・2

3. 出席委員

委員の定数 14名
出席委員数 12名
欠席委員数 1名
欠員 1名

出席委員の氏名

賀部 正直	横川 信友
奥家 信弘	山本 学美
菊 啓治	奥田 健一
山本 幸雄	重吉 信之
高橋 初美	若山 清敏
太田 克弘	堤 久英

農地利用最適化推進委員1名出席(定数2名) 堤 實

欠席委員の氏名 井上 福美・井上幸子

4. 付議事項

議案

- ・議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第8号 吉富町農用地利用集積計画の承認について
- ・議案第9号 下限面積の廃止について
- ・議案第10号 農用地等の利用の最適化に関する指針の見直しについて
- ・議案第11号 吉富町都市計画下水道施設の変更により新たに排水区域に含まれる予定の農地について

報告事項

- ・公共工事に関する農地の一時利用届出について
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・令和5年度最適化活動の目標の設定等について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 竹内

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、ただ今より令和5年第3回（3月）総会を開催いたします。なお、井上福美、井上幸子委員より欠席するとの連絡をいただいておりますので、本日は推進委員、欠員を含め13名での開催となります。それでは、賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは、初めに農業委員会憲章を唱和したいと思います。本日は、山本学美委員に代表の唱和をお願いします。（農業委員憲章 唱和）</p> <p>それでは、ただいまから令和5年第3回（3月）の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には、横川信友委員、奥田健一委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請書について」を上程します。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2ページをご覧ください。今回は1件申請が出ています。</p> <p>1件目 申請農地：吉富町大字幸子〇〇番〇ほか1筆 田 1,093 m² 譲渡人：中津市の T.S さん 転用の目的は、一般住宅等です 譲受人：豊前市の H.M さん （その他議案書 P3 から P9 説明）</p>
賀部会長	<p>それでは、1件目について、地元委員の私から申請地の状況など補足説明いたします。</p> <p>事務局から説明並びに報告がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>
賀部会長	<p>ございませんようでしたら、議案第7号についてはすべて承認することとします。続いて、議案第8号「吉富町</p>

事務局	<p>農用地利用集積計画の承認について」です。農業委員会法では、法第31条に「議事参与の制限」があり、「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない」とあります。よって、関係委員につきましては、ご退席をお願いし、議決を採らせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。今回、3月15日から開始する利用計画の提出が6件ありましたので、ご審議をお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>12ページをご覧ください。（P12 議案朗読）</p> <p>町長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業委員会の承認を得ることとなっています。今回1月15日から開始する利用権設定の件数は、新規6件で8,109㎡となっています。（その他P12～P13 説明）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
賀部会長	<p>それでは、T.H委員の利用権設定となりますので、T委員は退席をお願いします。それでは、T委員の利用権設定につきまして、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
賀部会長	<p>続きまして、T.H委員の利用権設定となりますので、T委員は退席をお願いします。それでは、T委員の利用権設定につきまして、ご異議ございませんか。</p>
各委員 賀部会長	<p>（異議なし）</p> <p>続いて農業委員以外の利用権の設定になります。ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
賀部会長	<p>それでは、農業委員以外の利用権設定についても承認することとします。続いて議案第9号「下限面積の廃止について」を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14ページをご覧ください。</p> <p>農地の売買・贈与・貸し借りをする場合には、農地法第3</p>

	<p>条の規定に基づく農業委員会の許可が必要であり、その許可要件の一つに『下限面積』というものがあります。</p> <p>この下限面積については、国の基準では50a以上となっており、各市町では地域の実情に応じで別段面積を設定することができ、吉富町では30aの要件を設定しています。</p> <p>しかし、今回農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、下限面積要件が削除されるため、別段面積を定めた公示もその効力が失われます。よって、吉富町においても、下記のとおり下限面積の廃止を行うものであります。施行日は令和5年4月1日からとなります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
賀部会長	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第9号については承認することとします。</p> <p>続きまして、議案第10号「農用地等の利用の最適化に関する指針の見直し」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>16ページをご覧ください。</p> <p>農業委員会法の改正により、担い手への農地集約や遊休農地の発生防止、解消、また、新規参入の促進を推進するための指針を作成することが、いままでは努力義務でしたが、この改正で義務化されることになりました。吉富町においては、令和元年11月にこの指針を設置しておりますが、今回指針の様式等が変更されましたので、新たに見直しを行い、現在の農地面積や農家数等、実情に応じた内容に変更し、制定を行いたいと考えております。主な内容については、農地面積や遊休農地面積、利用集積面積等、令和4年4月1日現在の面積を記載し、今後3年後、10年後を目標に作成しております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
賀部会長	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>

賀部会長	議案第10号について承認することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
賀部会長	それでは、議案第10号については承認することとします。続きまして、議案第11号「吉富町都市計画下水道施設の変更により新たに排水区域に含まれる予定の農地」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	この案件につきましては、担当課であります上下水道課からご説明させていただきます。
賀部会長	上下水道課より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。
各委員	(質疑なし)
賀部会長	議案第11号について承認することにご異議ございませんか。
各委員	(異議等なし)
賀部会長	議案第11号については承認することとします。続きまして、報告事項があります。はじめに「公共工事に関する農地の一時利用届出について」です。事務局から説明をお願いします。
事務局	28ページをご覧ください。 「公共工事に関する農地の一時利用届出について」です。今回の場所は、今吉〇〇番〇 田 436㎡ 貸手はY. Nさん 借手は、築上町の〇〇建設㈱ で、令和5年2月20日から令和5年5月19日までの3か月間の利用期間となっています。
賀部会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。
各委員	(質疑等なし)

賀部会長	<p>続きまして、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>32ページをご覧ください。 「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続による所有権移転が1件ございます。 鈴熊○番○ 田 33 m² ほか3筆 平成3年12月2日に、鈴熊のO.Tさんからの相続により、山口県のO.Sさんが所有権を取得しました。以上で報告を終わります。</p>
賀部会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。</p> <p>(質疑等なし)</p>
各委員	
賀部会長	<p>続きまして、「農地法第18条第6項の規定による通知について」です 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>33ページをご覧ください。 「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約が1件あります。 幸子○○番 田 1,414 m² 貸し手は今吉○○番のY.Y 借り手は広津○○番 I.Fさんです。令和2年11月から3年間の契約でした。借り手の都合による解約で合意解約成立の日は令和5年2月20日です。 以上で報告を終わります。</p>
賀部会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑等なし)</p>
賀部会長	<p>続いて、「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
各委員	<p>34ページをご覧ください。 令和5年度の最適化活動の目標数について説明</p>
賀部会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。</p>

事務局	(質疑等なし)
賀部会長	次に「その他」となっています。 (事務局から事務報告あり) 他に何かありませんか。
各委員	(質疑等なし)
賀部会長	本日の議事はすべて終了しました、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いします。
事務局	年間計画では4月7日(金)からとしておりましたが、 4月12日(水) 10:00からに変更お願いできますでしょうか。
賀部会長	(異議なし)
賀部会長	それでは、次回は4月12日(水) 10:00からとします。これをもちまして、令和5年第3回(3月)総会を閉会します。皆さま、お疲れ様でした。
	10時48分閉会